

日本学術振興会 特別研究員（PD・RPD）の雇用制度について

1 日本学術振興会「特別研究員（PD等）の雇用制度導入機関」への登録について

明治大学は、日本学術振興会特別研究員 PD・RPD（以下「特別研究員 PD 等」）に採用された若手研究者が、研究に取り組める環境を整備するため、「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」の「特別研究員-PD 等の雇用制度導入機関」に申請・登録されました。

これにより、2025年4月から、特別研究員 PD 等に採用された方の直接雇用を行います。

※令和8（2026）年度以降採用の特別研究員 PD 等について、新規採用者は原則雇用となります。

※特別研究員 DC、および特別研究員 DC から博士学位取得により特別研究員 PD に変更となった者は、雇用の対象となりません。

<参考>

（日本学術振興会 HP）[研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業](#)

（明治大学大学院 HP）[日本学術振興会による人材育成事業](#)

2 雇用される特別研究員 PD 等（雇用 PD 等）における勤務条件等について

雇用 PD 等の勤務条件等（概要）は、以下のとおりです。

<雇用 PD 等における勤務条件等>

項目	内容
本学での所属・資格	明治大学研究・知財戦略機構 研究推進員（特別研究員）
雇用契約期間	単年度
勤務場所	主たる勤務地は、原則として、受入代表者の所属キャンパスとし、職務上必要な場合には、外部研究機関等での勤務を可能とする。
勤務日、勤務時間、休憩時間等	勤務日：月～金曜日。なお勤務日のうち、主たる勤務地への出勤は原則として月間12日以上とする。 勤務時間：原則として9時00分から16時00分とし、うち1時間を休憩時間とする。
給与	特別研究員-PD、RPD 月額362,000円（月給制）
保険	社会保険、雇用保険に加入する。
交通費	本学規程に基づき、実費を支給する。
雇用契約の更新	特別研究員（PD等）として採用されている期間内において、本学規程に基づき、雇用契約更新を可能とする。

	<p>※本資格による雇用期間は、本学における通算雇用期間に含まれます。本資格での雇用前に別の資格で本学での雇用履歴がある場合は、以下問い合わせ先まで、申請前に照会・確認をしてください。</p>
--	--

3 その他処遇について

活動範囲等	
研究スペース等	各キャンパスの申請ルールに基づき、個人研究スペース確保の申請が可能な場合がある。許諾された場合は使用可能。
学内研究費応募・参画	一部応募・参画を認める場合がある。
学内助成（学会出張、海外発信支援ほか）	一部助成可
学外研究費（科研費）	応募可
本学授業科目担当	勤務状況により可（1週4時間まで） ※授業担当する学部等の審査を経て本大学の兼任講師の身分を付して行う。

※勤務条件、活動範囲等は、変更となる場合があります。

以 上

【問い合わせ先（雇用全般に関すること）】

明治大学研究推進部研究知財事務室

電話：03-3296-4268

E-mail：osri@mics.meiji.ac.jp